

第2次滋賀県自転車活用推進計画～「ビワイチ」からひろげる自転車文化～(案) について

1 第2次滋賀県自転車活用推進計画の概要

- (1) 滋賀県の自転車文化の一つともいえる「ビワイチ^{※1}」を原点として、日常においても観光においても自転車が移動手段の選択肢の一つとなることを目指して策定
- (2) 第1次計画の結果を踏まえ、令和5年度から令和8年度までの4年間の計画
- (3) 滋賀県の自転車文化の醸成に向けて関係部局が連携しながら取り組み、幅広い分野にわたる自転車関連施策を一体的に推進
- (4) 自転車活用を推進するに当たり、以下の目標を設定
 - ①滋賀県の自転車文化の発展を目指した自転車を利用しやすい環境整備
 - ②自転車活用推進による「健康しが」の実現と環境保全意識の醸成
 - ③サイクルツーリズムによる観光誘客の推進と地域活性化
 - ④自転車事故のない安全で安心な社会環境づくり

※1) 琵琶湖を一周することまたは琵琶湖その他県内の観光地、景勝地等を周遊することのうち、自転車を利用して行うもの
(ビワイチ推進条例第2条より)

2 策定の位置づけ

「自転車活用推進法」(平成29年(2017年)5月施行)第10条により策定

3 県民政策コメントの実施状況

(1) 実施概要

実施期間：令和4年11月25日(金)～12月26日(月)

実施結果：7者28件、2市町10件(合計38件)

(2) 寄せられた主な意見と県の考え方

①計画全体についての意見

【意見】

サブタイトルに違和感を覚える。琵琶湖に面していない自治体においても、これまでから自転車文化を育んできた歴史があることに配慮してほしい。

【考え方】

「ビワイチ」は「ビワイチ推進条例」第2条の定義に基づくものであることを追記した。

(裏面に続く)

②施策について

【意見】

中学生や高校生は、自転車事故の加害者となり、重大な責任を負う可能性（リスク）が高い。賠償保険等の加入促進に向けて、その責任への対処法等について教育することも重要。

【考え方】

学校安全指導者講習会等において、自転車事故に関する内容も取り上げており、今後も引き続き取り組む。

4 これまでの協議の経緯

令和4年6月～ 庁内で素案作成の検討・調整

8月9日 土木交通・警察・企業常任委員会（計画策定の進め方について）

10月6日 滋賀プラス・サイクル推進協議会^{※2}・意見交換（第1回）

11月24日 土木交通・警察・企業常任委員会（素案について）

11月25日～12月26日 県民政策コメント募集

令和5年1月16日 滋賀プラス・サイクル推進協議会・意見交換（第2回）

※2) 国・県・市町、学識経験者、自転車関係団体(NPO)、各種交通事業者等により構成

5 今後の予定

令和5年3月下旬 第2次滋賀県自転車活用推進計画 策定

4月 第2次滋賀県自転車活用推進計画 施行